<u> </u>	
'm'	
711.4T 1HT 1-7	
, o n n	

年 月 日

## 年度 特別区民税·都民税(住民税)申告書付表

(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

1月1日の		
住 所		
現在の住所	□同上	
5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5	□上記以外⇒	
氏 名		
電話番号		

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の特別区民税・都民税(住民税)の課税方式について、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択する場合は、特別区民税・都民税(住民税)申告書と、この付表を提出してください。

(1)上場株式等に係る配当所得等の課税方式について、次のとおり選択します。

(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 総合課税を選択します。

配当所得等(総合課税分)の金額 円 住民税の配当割額 円

3 分離課税を選択します。

配当所得等(分離課税分)の金額 円 住民税の配当割額 円

(2)上場株式等に係る譲渡所得等の課税方式について、次のとおり選択します。

(該当する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 分離課税を選択します。

上場株式等の譲渡所得等の金額 円 株式等譲渡所得割額

## ※注意点

- ・この付表の提出にあたり、住民税の選択方式で総合課税又は分離課税を選択される場合は、「特定口座年間取引報告書」等の添付書類(写しでも可)が必要です。
- ・原則として、該当年度の申告期限内(3月15日まで)にこの申告書付表を提出することが必要です。

ただし、期限後であっても、納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。

(該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。)

- ・記載誤り等により上場株等の所得と判断できなかった場合には、確定申告のとおりに課税する可能性があります。
- ・総合課税や分離課税を選択した場合は、合計所得金額や総所得金額等に算入され、扶養判定や、国民健康 保険料・後期高齢者医療制度・介護保険料等に影響が出る場合がありますのでご注意ください。
- ・口座ごとに異なる課税方式を選択される場合は、下記連絡先までお問い合わせください。